

## 5 パブリックコメント

### (1) 実施概要

#### ア 意見募集期間

令和5年(2023年)12月21日～令和6年(2024年)1月25日

#### イ 意見募集方法

持参、郵送、ファックス、電子メール

#### ウ 主な資料公表場所

- ・札幌市保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課
- ・市政刊行物コーナー(札幌市役所本庁舎2階)
- ・各区役所総務企画課、保健福祉課
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市公式ホームページ(札幌市地域福祉社会計画のページ)

### (2) 意見概要

ア 提出者数 3人

イ 件数 4件

ウ 意見の概要とそれに対する市の考え方

意見の概要	市の考え方
地区福祉のまち推進センターの活動拠点における備品の整備への支援をお願いしたい。	地区福祉のまち推進センターにおける備品類につきましては各地区へ助成される基本活動費の中から購入いただくほか、1地区1回とはなりますが備品整備費を活用いただくことも可能ですので、区社会福祉協議会へご相談ください。

意見の概要	市の考え方
<p>高齢者の見守り活動だけでは孤独死を防ぐことは難しいと思う。</p> <p>そのため、例えば、食堂等の共同スペースを設けた市営住宅を建て、食事をとりに来ない時には住民同士で確認し合えるような取組や、高齢者のボランティア参加を義務づけし、交流を活性化するとともに、活動に来ない際には家に様子を見に行くことで孤独死を防ぐ取組、アパートの空き室を交流室とした場合には固定資産税を免除し、サロン活動を促進する取組など、具体的な事業が必要であると考えます。</p>	<p>本市における見守り活動は民生委員・児童委員による定期的な訪問のほか、地区福祉のまち推進センターによる見守りや交流活動、協定を結んだ宅配事業者等による見守りの取組など、多様な手法で行われております。</p> <p>見守りを必要とする方へ適切な支援を届けていくことは重要であると考えておりますので、いただいたご意見も参考にしながら、引き続き、見守り活動の支援を継続してまいります。</p>
<p>災害の際は県外や外国からのボランティア受け入れに加え、救援物資の受け入れなども必要である。</p> <p>また、二次避難の受け入れ先がハード面で整っていてもソフト面が置き去りになっているのではと感ずるため、地域における避難者支援の取組や地域コミュニティの形成が必要ではないか。</p>	<p>本市では災害時にボランティアの受け入れや派遣の調整を行う災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう、協定を締結している札幌市社会福祉協議会とともに準備を進めております。</p> <p>加えて、災害時に速やかに救援物資を受け入れられるよう、企業や関係団体等との連携や協議を行っております。</p> <p>また、要配慮者二次避難所（福祉避難所）の開設や運営に向けた学生ボランティア、介護福祉士の派遣や物資の輸送などについて、協定を締結している大学や関係機関と連携して、災害時の運営体制づくりを進めております。</p> <p>さらに、災害時の避難に際して特に支援を必要とする方の名簿を本人の同意を得た上で、希望する地域団体へ提供する取組によって、地域コミュニティにおける災害時の支え合いを推進しております。</p>
<p>災害時支援の取組として、避難場所の不足や不明確さの解消、定期的な市・区単位での避難訓練の実施を通じた役割や手伝い方等についての整理が必要であると考えます。</p> <p>また個人や避難所での備蓄の整理や避難所の管理についても決めておく必要がある。</p>	<p>本市では直下型地震の被害想定を基にした避難所の配置や備品整備を行うとともに、防災訓練や避難所運営研修等を定期的実施し、開設・管理の手順について確認する等の災害対策を進めております。</p> <p>また、市民の皆様にも、最低3日分の食料や水などをご用意いただくようお願いをしております。</p>